

4 飼育動物診療施設における獣医療法の遵守に向けた取り組み

湘南家畜保健衛生所

森村 裕之 井之本 史
荒井 信行 稲垣 靖子

はじめに

神奈川県では小動物を飼養する県民の増加を背景に飼育動物診療施設（以下、施設）も増加している。それに伴い家畜保健衛生所（以下、家保）業務の中で獣医事関連業務の占める割合が相対的に増えている。獣医療法（以下、法）第3条は施設開設者に開設届、廃止届、変更届等を都道府県知事に提出することを求めている。今回、当所は法の遵守に向けての取り組みを行ったので概要を報告する。

管内の概要

平成 17 年度から平成 22 年度の管内の施設数の推移を表 1 に示す。平成 22 年度現在、県下には 1,029 件の施設があるため、うち、約 21 %が管内に存在する。5 年間を比較すると、診療対象動物を産業動物

年度	産業動物	小動物	合計
平成 17	28	175	203
平成 18	27	177	204
平成 19	28	186	214
平成 20	30	190	220
平成 21	29	193	222
平成 22	28	191	219

としている施設は増減はほとんど認められないが、対象を小動物としている施設は増加傾向にある。背景としてこの期間、産業動物の主な対象動物である乳牛は 8,916 頭から 6,424 頭へと 28 %減少しているのに対し、小動物の主な対象動物である犬は 86,792 頭から 96,273 頭へと 11 %増加しており、対象動物増加による需要増が主な原因となっている。また、昨今の獣医系大学卒業者の小動物診療志向も原因のひとつと考える。

管内の市町別の施設の数を表 2 に示す。施設の約 87 %が小動物を対象としており、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、小田原市などの都市部に多く存在している。逆に産業動物を対象としている施設は

共済組合など各団体、家保など県機関、開業獣医師等、酪農が盛んな地域である平塚市、秦野市、伊勢原市を中心に存在している。

業務の概要

法に基づく家保が所掌している業務の主なものとして、法第 3 条に記載のある各種届出の受理、法第 8 条にある施設の立ち入り検査がある。このうち、法第 3 条の各種届出を表 3 に、また、平成 17 年度以降の年度別各種届出数を表 4 に示す。各年度とも変更届が半数またはそれ以上を占めており、診療獣医師の変

表 2 管内市町村別飼育動物診療施設数(件)

	産業動物	小動物	合計
平塚市	10	26	36
藤沢市	3	60	63
小田原市	1	20	21
茅ヶ崎市	2	31	33
秦野市	4	18	22
伊勢原市	3	10	13
南足柄市	1	2	3
寒川町	1	4	5
大磯町	1	6	7
二宮町	0	4	4
大井町	0	2	2
山北町	1	1	2
開成町	1	1	2
箱根町	0	1	1
真鶴町	0	1	1
湯河原町	0	4	4
	28	191	219

表 3 獣医療法第 3 条に基づく各種届出

	開設届	廃止届	休止届	再開届	変更届
新規の開設	○				
開設者の変更	○	○			
施設の移転	○	○			
往診診療(⇔) 来院診療	○	○			
全面改築または建て替え	○	○			
増築・改築					○
施設名変更					○
開設者の住所、氏名、名称変更					○
構造設備変更					○
管理者の氏名、住所変更					○
診療獣医師の変更					○
施設の休止			○		
施設の再開				○	
施設の廃止		○			

更がそのほとんどを占めている。その他の変更届の内容として、施設名や開設者法人名の変更、構造設備の変更となっている。開設

届および廃止届は言葉通りの新規開設や施設の廃止よりも、開設者の法人化に伴う一旦廃止、その

表4 年度別各種届出数

(件)

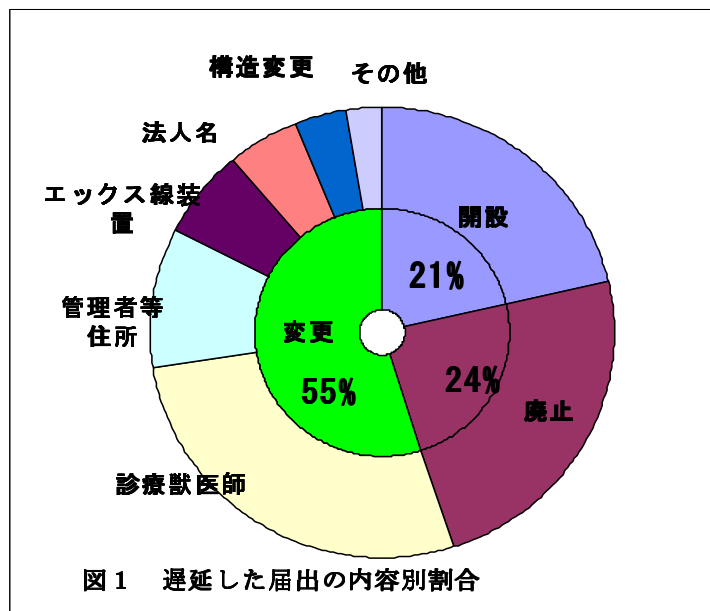
年度	開設届	廃止届	休止届	再開届	変更届	合計
平成17	13	7	0	0	19	39
平成18	7	6	0	0	18	31
平成19	15	5	0	1	18	39
平成20	11	4	1	0	24	40
平成21	11	9	0	0	34	54
平成22	10	13	0	0	35	58
平成23(*)	9	11	1	0	41	62

(*) 12月31日現在

表5 年度別の遅延した届出数

年度	遅延した届出 (件)	期日内届出 (件)	合計 (件)	遅延した届出の割合 (%)
平成17	2	37	39	5.1
平成18	2	29	31	6.5
平成19	2	37	39	5.1
平成20	2	38	40	5.0
平成21	8	46	54	14.8
平成22	8	50	58	13.8

後の改めての開設という手続きが多くを占めている。平成21年度、届出数は50件を越えた。これは同年度の神奈川県の家保再編に伴い、家保は防疫・衛生指導業務に集中した防疫課とともに、それ以外の業務を行う企画指導課の2課体制をとり、獣医事業務についても企画指導課が担当するようになった。これにより施設巡回指導など獣医事業務を強化したこともあり、未届けであったものを相当数確認し、届出るよう指導した結果と考える。



また、法第3条は各種届出はその事項が起きた日から10日以内に届出を求めている。しか

し、実際は 10 日を越え、遅延した届出提出も少なくない。それらの年度別の遅延した届出数を表 5 に示す。平成 21 年度、遅延した届出が増えているのは前述したとおり、同年度の獣医事業務強化により、未届けに対する指導の結果と考える。法が制定された平成 4 年以降、遅延した届出の内容別の割合を図 1 に示す。開設届、廃止届、変更届がそれぞれ 21 %、24 %、55 %を占めている。開設届、廃止届は、開設者の法人化に伴う一旦廃止、その後の改めての開設がそのほとんどを占めており、期日内の届出との差異として、法人化に伴う開設ではなく新病院開院の際の開設届については認められなかった。これは純粋な新規開設の際の開設届は、建築基準法に基づく建築確認、電気・水道の契約等、一連のその他の届出・契約などと同時に行わなければならない手続きのひとつとして認識され、期日内の届出が出されているものと思われる。

家保はおおむね 3 年に一度の目安で施設を巡回指導している。その中での届出内容と現状が異なることを発見することが少なくない。開設者の法に対する無知や、開設や変更といった業務の開始や変更などの多忙の中で、届出することを忘失するといったケースが多いようである。家保は認識されていない未届が少なからずあると考え、施設

に対し改めて法について周知することとした。

	開催日
中央支部	平成22年9月10日
西湘支部	平成22年11月9日
藤沢支部	平成22年11月26日
茅ヶ崎寒川支部	平成23年2月8日

新たな対策

1 獣医事講習会の開催

まず、神奈川県獣医師会と協力し、法や獣医師法などについての獣医事講習会を開催することとした。管内には県獣医師会 4 支部があり、支部ごとに講習会を開催した。その日程について表 6 に示す。また、講習会の内容を表 7 に示す。まず、どのような場合に開設届や廃止届、変更届が必要か事例ごとに説

表 7 獣医事講習会内容

<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出 ・エックス線装置 ・獣医療広告ガイドライン 	} (獣医療法)
<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師届出義務 (獣医師法) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・医療系産業廃棄物 (廃掃法) ・ケタミン (麻薬取締法) ・劇薬・毒薬管理 (薬事法) 	

明した。エックス線装置に関してはその標識の設置や被爆線量測定、装置の定期検査、漏えい検査につい

てなどを説明した。多くの施設が高い関心を持つ獣医療広告ガイドラインについてはケースによって考え方が異なる場合が多いため、概要のみの説明とし、個々に家保に問い合わせして欲しいとお願いした。獣医療法以外にも2年に一回の獣医師法第22条の届出義務について、注射器等の医療廃棄物の取り扱い、ケタミンの取り扱いについて、劇薬・毒薬管理についての説明にも一部触れた。これら4回の開催では約 80 名の参加者があった。105 施設が 4 支部に所属するため、80 %程度の施設に周知ができたと考える。

講習会后、各種届出数は表4のとおり平成22年度も高い数字で推移しており、一定の効果があったと考える。また、未届であった届出が提出されたため、表5のとおり遅延した提出も増えている。届出以外にも、施設からは届出方法や様式について、診療対象動物の確認、法第17条にある広告の制限についてなど多くの問い合わせが家保にはあった。

2 家保ホームページの充実

講習会は県獣医師会会員を対象としたため、出席できなかった会員や非会員には周知ができなかった。その対策として、家保のホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/fl60558/>)の充実を行った。ホームページには各種届出の様式がダウンロードできるようになっており、様式を必要とする施設に対して、有効な手段となっている。

3 資料提供

講習会に参加できなかった施設や要望があった施設に対し、講習会で使用した資料を提供した。

4 施設巡回指導の強化

施設巡回件数を増やし、施設開設者・管理者とのコミュニケーションを取り、気軽に家保へ問い合わせできるよう雰囲気作りに努めた。

結果

これらの対策により、平成 23 年度についても 12 月末時点で、すでに平成 22 年度を上回る届出数があり、法の周知が徹底されてきていると考える。また、遅延した届出についても今後は認識されていない未届が一扫され、減少に転ずるのではないかと考える。

今後の対策

さらなる周知の徹底として、各施設にはそれぞれホームページを開設している施設が少なくない。その中には図 2 のようなメールアドレスを記載されている施設もあり、これを活用しての周知や、無い施設に対してはパンフレットを作成し、郵便等での送付を考えている。

最後に

法第 1 条には適切な獣医療確保を法の目的とすると記載されている。獣医師に対する広範な社会的ニーズのため、獣医療の適切な質・量を確保が重要になっている。届出に限らず同法の遵守を指導する家保は今後とも職務責任を果たし、一般県民と施設の橋渡しをしていきたいと考える。

〇〇動物病院 神奈川県××市△△1-1-1 電話：〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇 FAX：〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇 E-MAIL：〇〇〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇

図 2 施設のホームページ（例）